

平成25年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月22日(採決)

平成25年 第1回 定例会 会議録

日時 平成25年3月22日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	高木 美奈子
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	吉村 英治
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長	清原 眞也	主事	高濱 守央
----	-------	----	-------

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、本日は、総務課、大塚参事の出席を求めています。

本日の日程に入ります前に、3月11日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

また、町長より、議案第23号とほかに議員発議が1件提出されましたので、本日の議題といたします。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案の上程をいたします。

町長より提出された議案は、お手元に配付のとおり議案第23号でございます。

それでは、町長に議案第23号の提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。本日提案いたしております追加議案第23号の説明をいたします。

議案第23号は、副町長の選任についてであります。

本議案は、藤 和義副町長が、平成25年3月31日をもって退任するため、新たに副町長として城戸清壽氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

慎重審議方、よろしく願いいたします。

○議長（今泉正敏君） ここでお諮りをいたします。

本案は人事案件でございますので、委員会への付託は省略し、後刻審議の後、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第2、議案第5号、篠栗町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

#### 議案第5号

##### 篠栗町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

本議案は、道路法（昭和27年法律第180号）及び同法に基づく命令に定めるもののほか、町が管理する町道の構造の技術的基準に関し、必要な事項を定める条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

地域の自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第1次一括法）による道路法第30条の改正により、道路管理者である市町村は、政令で定める基準を参酌し、市町村道の構造基準を条例で規定する必要があります。

条例案では、町が管理する町道の構造の技術的基準が示されており、国の基準を参酌したところ、今後、道路を新設し、または改築する場合における基準として適切であると判断して、その参酌基準を条例の基準として採用することを予定しています。

また、第1次一括法による道路法の改正は、平成24年4月1日に施行されていますが、同法附則第15条第1項により、同日から1年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされています。よって、当該条例は、その他の一括法による条例と足並みをそろえ、交付の日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第6号、篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第6号

篠栗町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について

本議案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び同法に基づく命令に定めるもののほか、特定道路のうち町が管理する町道の移動円滑化などのために必要な町道の構造の基準に関し、必要な事項を定める条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」（第2次一括法）による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条の改正により、道路管理者である地方公共団体は、特定道路の構造に関する基準については、主務省令で定める基準を参酌して条例で定める必要があります。

条例案では、町が管理する町道の移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準が示されており、国の基準を参酌したところ、今後、特定道路を新設し、または改築する場合における基準として適切であると判断して、その参酌基準を条例での基準として採用することを予定しています。

また、第2次一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正は、平成24年4月1日に施行されていますが、同法附則第72条により、同日から1年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされています。よって、当該条例は、その他の一括法による条例と足並みをそろえ、公布の日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決い

たしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号、篠栗町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第7号

篠栗町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

本議案は、道路法（昭和27年法律第180号）及び同法に基づく命令に定めるもののほか、町が管理する町道に設ける道路標識の寸法に関し、必要な事項を定める条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」（第1次一括法）による道路法第45条の改正により、道路管理者である市町村は、その管理する道路に設ける道路標識の寸法及び文字等の寸法について道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）を参酌して条例で規定する必要があります。

条例案では、町が管理する町道に設ける道路標識の寸法が示されており、国の基準を参酌したところ、今後、町道に道路標識を設ける場合における基準として適切であると判断して、その参酌基準を条例の基準として採用することを予定していま

す。

また、第1次一括法による道路法の改正は、平成24年4月1日に施行されていますが、同法附則第15条第2項により、同日から1年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされています。よって、当該条例は、その他の一括法による条例と足並みをそろえ、公布の日から施行するものであります。

審査の中で、本条例は各市町村で制定しなければいけないものなのか、町によればらつきが出るのではといった質疑が出され、執行部からは、町道に対しては市町村が決めるよう一括法で定められており、国の基準に沿って各市町村が同じ寸法で定めている。しかし、決められた範囲の中で、個性を持とうとする市町村も出てくるかもしれないとの回答がなされました。

また、道路標識に警告をのせるなどの町独自の権限は与えられていないのかという質疑に対し、公安委員会の規制以外の道路標識で案内板の規制などがあるとの回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしました。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号、篠栗町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 8 号

篠栗町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準  
を定める条例の制定について

本議案は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）及び同法に基づく命令に定めるもののほか、町が管理する準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準に関し、必要な事項を定める条例の制定について、議会の議決を求められたものであります。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」（第 1 次一括法）による河川法第 100 条の改正により、市町村は、現行の河川管理施設等の構造基準は同条の読みかえ規定に従い、「政令で定める基準を参酌して市町村の条例」で規定する必要があります。

条例案では、町が管理する準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準が示されており、国の基準を参酌したところ、今後の新設、改築していく上での基準として適切であると判断して、その参酌基準を条例での基準として採用することを予定しています。

また、第 1 次一括法による河川法の改正は、平成 24 年 4 月 1 日に施行されていますが、同法附則第 18 条により、同日から 1 年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、基準省令の基準を条例で定める基準とみなすこととされています。よって、当該条例は、その他の一括法による条例と足並みをそろえ、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものであります。

審査の中で、例えば 60 センチや 0.6 メートルなどと条例によって単位が違うが、合わせる必要はないのか、また、町が管理する準用河川の総延長はどれくらいかといった質疑が出され、執行部からは、道路の単位と河川の単位は法律で異なっている。町の準用河川は 1 本、鳴淵ダムより上の河川がダムをつくるために準用河川になっている。ダムから 100 メートルぐらいまでは県が管理し、それから萩尾までが準用河川となっているなどの回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

#### 議案第9号

##### 篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、平成25年4月1日から、総務課、まちづくり課、住民課、国保健康課、福祉環境課及び子ども育成課における分掌事務の見直しを行うため、本条例の一部改正を行うものであります。

改正の内容は、総務課における選挙事務業務と消防防災業務は、危機管理上、区別することが好ましいこと及び選挙業務は住民課の住民基本台帳を使用することから、選挙に関する業務を総務課から住民課へ移管するものであります。

統計調査に関する業務は、町行政を企画する上で必要となる統計調査結果について、そのデータを有効に活用できることから、総務課からまちづくり課へ移管するものであります。

年金及び国民健康保険に関する業務は、住民課と窓口を一つにすることにより住民サービスの向上を図るため、国保健康課から住民課へ移管するものであります。

また、国保健康課においては、現在、本町とオアシスとで業務を行っており、そのうち本庁で行っている業務を住民課に移管することから、国保健康課を廃止し、オアシスで行っている業務を行う課として「健康課」を新設するもの及び建設課においては、その業務が新しく建設することより道路等の整備、維持管理等が主とな

っていることから、課名を「都市整備課」に改めるものであります。

なお、本条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

審査の中で、議案に「国保健康課を廃止」となっているが、改めるではなく、なぜ廃止なのか。次ページの記載は改めるとなっているという質疑が出され、オアシスだけの業務になり、一旦、国保健康課をなくし、健康課を新たにつくるという考え方で提案理由の中では廃止としている。次ページの改正分で改めると表現しているが、法制執務上の手法・表現の仕方であると執行部から説明がありました。

また、「都市整備課」の課名について、都市というのは、構築物なり人口なり、将来的に大都市を目指しているというのなら別だが、緑を残していこうという大前提がある中で、非常に誤解を招くおそれがあるという意見が出され、執行部からは、都市は都会をあらわす都市ではなく、人間が暮らす都市、田園都市という表現もあり、糟屋郡内の全部の町で建設事象が減っている中で、建設課というのは時代の波に沿わないことで、都市整備課に名前を変えているとの回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第10号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例等の一部を改正する条例の制定について

本議案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の制定により、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものであります。

改正が必要な条例は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」、「篠栗町障害程度区分認定等審査会の委員の定数等を定める条例」及び「篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例」の3条例であります。

改正の内容は、障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とされたことに伴い、本条例中の当該法律名を改めるもので、平成25年4月1日から施行するものであります。

また、当該法律の一部条項が削除されたことに伴い、本条例中の同法の規定を引用している引用条項を定めるもので、平成26年4月1日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第 1 1 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

本議案は、公民館運営審議会委員の報酬について、年報酬から費用弁償に変更するため、当該条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、公民館運営審議会が年 3 回のみの開催となっていることから、当該委員の年報酬 2 万 3, 0 0 0 円を廃止し費用弁償とするため、本条例中別表第 2 の「公民館運営審議会委員」の項を削除するものです。

なお、この条例は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 1 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 1 2 号、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 1 2 号

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の  
数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更に  
ついて

本議案は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち2団体が、同組合から平成25年3月31日限りで脱退すること及び平成25年4月1日から1団体が同組合に加入することなどに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を増減し、「福岡県市町村職員退職手当組合同規約」を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定より議会の議決を求められたものであります。

当組合から脱退する団体は、田川地区清掃施設組合及び福岡県市町村災害共済基金組合の2団体で、同組合に加入する団体は、下田川清掃施設組合の1団体であり、同組合を組織する地方公共団体数は、規約変更前の84団体から規約変更後は83団体となるものであります。

なお、この規約は、平成25年4月1日から施行するものです。ただし、第18条第2項の改正規定は、平成25年3月31日から適用するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第13号

平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ5,741万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億6,629万7,000円とするものであります。歳出の主なものとして、総務費の退職手当組合負担金2,692万8,000円の増額、民生費の障害者自立支援事業費2,005万5,000円の増額、児童運営費4,279万6,000円の減額、諸支出金の国民健康保険特別会計繰出金6,694万1,000円の増額などであります。

その他の歳出の減額補正は、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であります。

歳入の主なものとして、町税1億5,189万9,000円の増額、地方交付税5,255万5,000円の増額、繰入金において、減債基金繰入金3億7,000万円の増額、公共施設等整備基金繰入金2億円の減額、諸収入において、福岡県市町村振興協会交付金6,035万5,000円の増額、道路受託事業収入3,500万円の増額、町債において借換債5億円の減額などであります。

地方債補正につきましては、災害復旧事業債100万円の追加、地域活性化事業借換債6,720万円と日本新生緊急基盤整備事業借換債1億2,670万円の廃止、地域活性化事業債200万円の増額、施設整備事業債10万円の減額、防災対策事業債1,600万円の増額、臨時経済対策事業借換債3億610万円の減額であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当特別委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号、平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第14号

平成24年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ6,027万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億2,629万2,000円とするものであります。

補正内容は、国庫支出金及び一般会計繰入金等の歳入確定に伴い、歳出予算において保険給付費5,710万4,000円の減額及び共同事業拠出金175万8,000円の減額が主なものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略をいたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号、平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第15号

平成24年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,083万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,152万9,000円とするものであります。

補正内容は、後期高齢者医療保険料の歳入確定に伴い、歳出予算において、後期高齢者医療広域連合納付金1,630万5,000円を減額したのが主なものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号、平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第16号

平成24年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正  
予算（第3号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ724万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億9,129万8,000円とするものです。

歳出の主なものは、排水設備改造奨励金170万円の減額、流域下水道維持管理負担金100万円の増額、受益者負担金前納報償金4万4,000円の増額、流域下水道建設負担金258万4,000円の減額などです。

歳入では、実績により、下水道使用料494万8,000円、下水道事業債230万円がそれぞれ減額されております。

繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用できる経費として、地方公営企業法適用支援業務委託の956万7,000円を、固定資産台帳の整理に時間を要するため、工期を延長し、平成25年度に繰り越されるものであります。

地方債の変更及び追加は、流域下水道の建設に係る事業費で、国の大型補正による追加470万円及び本年度事業の減額変更700万円となっております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第17号、平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第17号

平成24年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について

本議案は、予算第3条に定めた収益的収入及び収益的支出の既決予定額からそれぞれ659万5,000円を減額し、収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ4億8,205万5,000円とするものであります。

収益的支出の主なものは、動力費200万円、薬品費150万円の減額などがあり、収入において659万5,000円の歳出が調整されております。

また、予算第4条括弧書きの中の損益勘定留保資金等の額1億5,758万7,000円を1億4,758万7,000円に改め、同条第4款に定めた資本的支出を1,000万円減額し、1億4,758万8,000円とするものであります。

資本的支出の主なものは、改良費工事の執行残1,000万円を減額するものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第18号、平成25年度篠栗町一般会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

#### 議案第18号

#### 平成25年度篠栗町一般会計予算について

本議案は、平成25年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億7,816万6,000円とするものです。

本年度の主な事業は、総務費において、臨時職員の雇用を派遣雇用に切りかえる予算を計上し、衛生費において、予防接種事業・健診事業の充実を図り、待機児童解消対策や学童保育の時間延長を予算計上し、農林水産業費において森林環境整備費を計上、土木費において乙犬中園線・乙犬切通線整備事業費、津波黒地区水路回収自費等を計上、その他教育費において萩尾分校用地購入、勢門小学校校舎外壁改修工事、篠栗幼稚園ウッドデッキ改修工事等の事業が予算化されています。

歳出では、議会費1億181万5,000円、総務管理費・徴税费などの総務費10億2,830万6,000円、社会福祉費・児童福祉費などの民生費26億7,974万4,000円、衛生費11億6,362万7,000円、農林水産業費1億8,197万9,000円、商工費8,343万円、道路橋梁費、河川費などの土木費4億3,471万3,000円、消防費3億8,913万2,000円、教育費8億7,494万2,000円、災害復旧費750万円、公債費13億3,365万4,0

00円、繰出金・公営企業費などの諸支出金5億7,932万4,000円、予備費2,000万円であります。

歳入では、町税28億6,419万6,000円、地方交付税25億547万2,000円、減債基金及び公共施設等整備基金などからの繰入金4億円、町債7億210万円などが主なものであります。

継続費につきましては、平成25年度から平成26年度までの都市計画マスタープラン策定事務事業の実施において、平成25年度に850万円、平成26年度に599万円、総額1,449万円とするものであります。

地方債の限度額は、臨時財政対策債を4億8,000万円、一般会計出資債を370万円、地域活性化事業債を390万円、防災対策事業債を8,150万円、学校教育施設等整備債を2,670万円、臨時経済対策借換債を1億630万円とするものです。

また、一時借入金の借り入れの最高額は、10億円となっております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第19号

平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について

本議案は、平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,539万1,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費20億6,134万4,000円、後期高齢者支援金等3億8,178万5,000円、介護納付金1億6,017万9,000円、共同事業拠出金4億1,222万1,000円などであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税5億6,301万6,000円、国・県支出金10億8,832万1,000円、療養給付費交付金1億9,020万3,000円、前期高齢者交付金6億6,329万2,000円、共同事業交付金3億8,591万6,000円、繰入金2億2,023万円などであります。

また、一時借入金の最高額は5億円となっております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めま

す。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第20号

平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について

本議案は、平成25年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,412万円とするものであります。

歳出の主なものは、総務費2,855万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金3億2,456万6,000円などであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億5,972万6,000円、繰入金9,438万6,000円などであります。

また、一時借入金の最高額は、1億円となっております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 21 号

平成 25 年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算  
について

本議案は、平成 25 年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 7,841 万 2,000 円とするものです。

歳出の主なものは、流域下水道維持管理負担金 2 億 6,100 万円、流域下水道建設負担金 3,414 万 5,000 円、公債費 4 億 8,314 万 9,000 円などがあります。

歳入の主なものは、下水道事業受益者負担金 4 億 74 万 5,000 円、下水道使用料 4 億 655 万円、一般会計繰入金 2 億 4,629 万 8,000 円、下水道事業基金繰入金 2,000 万円が予定されております。

地方債の限度額は、資本費平準化債を含めて 2 億 70 万円です。

また、一時借入金の最高額は、1 億円となっております。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 22 号、平成 25 年度篠栗町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めま

す。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第22号

平成25年度篠栗町水道事業会計予算について

本議案は、平成25年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務予定量に即して収支の予定額を定めるものです。

第3条 収益的収入の予定額を4億7,138万9,000円に、収益的支出の予定額は5億1,206万2,000円とするものです。

収益的支出の主なものは、福岡地区水道企業団受水費1億7,685万8,000円、企業債利息3,792万7,000円などであります。

収益的収入の主なものは、水道使用料4億4,522万1,000円が見込まれております。

また、第4条 資本的支出の予定額は、1億3,219万6,000円となっております。

その主なものは、千代田団地配水管更新工事などの工事請負費3,401万5,000円、企業元金償還金9,403万4,000円などであります。

資本的収入の予定額は1,000円で、資本的支出額に対して不足する1億3,219万5,000円は、損益勘定留保資金等で補填されるものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第23号、副町長の選任についてを議題といたします。

議案の説明に入ります前に、当事者であります城戸清壽氏の退席を求めます。

（城戸清壽氏 退席）

○議長（今泉正敏君） それでは、議案の説明を総務課、大塚参事に求めます。

○総務課参事（大塚哲雄君） 説明いたします。

#### 議案第23号

#### 副町長の選任について

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

#### 記

住 所 : 糟屋郡篠栗町大字津波黒647番地

氏 名 : 城戸清壽

生年月日 : 昭和28年2月13日

平成25年3月22日提出

篠栗町長 三 浦 正

（提案理由）

副町長藤 和義氏が平成25年3月31日をもって退任するため、新たに副町長として城戸清壽氏を選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

履歴については裏面に掲載しておりますので、御参照ください。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 賛成多数と認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

それでは、城戸清壽氏の入場を求めます。

(城戸清壽氏 入場)

○議長(今泉正敏君) ここで改めて御報告いたします。

議案第23号、副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

報告を終わります。

日程第21、請願1号、農地の都市計画・調整区域の見直しに関する請願書を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長(松田國守君) 報告いたします。

請願1号

農地の都市計画・調整区域の見直しに関する請願書

本請願は、篠栗町大字篠栗4914、秋吉清種氏、篠栗町大字篠栗4960-6、澁谷直利氏他22名より提出されたものであります。

なお、審査当日は、請願者代表の秋吉清種氏及び澁谷直利氏が出席されております。

まず、都市計画法第7条では、都市計画区域について、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都道府県が市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることができるとされています。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされています。

本町におきましては、昭和45年に都市計画区域が決定され、市街化区域と市街化調整区域に区分されております。

本請願の主な内容は以下のとおりです。

高田・金出・上町区域の農地は市街化調整区域に指定されているため、農業従事

者の方々が半世紀近く農業と農地を支え、守ってこられました。しかし、耕作者の高齢化に伴い、小作に出さざるを得ない状況や荒れ地となっているのが現状であります。

専業農家においては収入が少なく、生活も苦しい上、高齢のために入院や通院の日々を送られている方や、個人の所有地でありながら自由に運用できず、悩んでいる方もおられます。

また、小作料が下がり無料になれば、固定資産税や農区費、農協賦課金を支払うことができなくなります。

加えて、人口増による世界的な食糧難が予測される中、自分たちの食を確保していくためには後継者が必要ですが、後継者のいない厳しい現実があります。

以上のことにより、市街化調整区域の見直しについて、町執行部に対して要請していただくよう求められたものであります。

委員会の意見として、今回の請願では、高田・金出・上町区域の農業者の方々の心情が切実に訴えられておりますが、委員会としては、1地域を限定としての見直しは都市計画法上、非常に難しいものであり、全町域を対象として検討すべきと考えます。また、見直しについては、マスタープランに沿って検討していくべきものと考えますので、その旨、意見を付して御報告いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、請願1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

日程第22、陳情1号、より豊かな保育、教育制度の拡充と子育て支援制度を求

める意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

陳情 1 号

「より豊かな保育・教育制度の拡充と子育て支援制度を求  
める意見書」提出を求める陳情書

本陳情は、福岡市中央区大名 1 - 1 0 - 2 5、福岡県保育団体連絡会代表 成富  
正敏氏より提出されたものであります。なお、審査当日は説明者として吉富利子氏  
が出席されております。

主な陳情内容は以下のとおりです。

2 0 1 2 年 8 月、子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連三法が成立し、  
国は 2 0 1 5 年 4 月 1 日の新制度施行を目指しています。

旧制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源補償を制度  
の柱とし、子どもの保育を受ける権利を保障してきました。

一方、新制度は、利用者補助などを柱とする仕組みであり、大都市の待機児童問  
題や過疎地における保育の課題解決が大いに期待されています。しかし、それを理  
由に、子どもの日常生活に最低限必要な基準が緩和されることがあってはなりませ  
ん。

国と地方自治体の責任のもと保育制度の拡充が図られる必要があります。

特に、

- 1 子どもが保育・教育を受ける全ての場において、子どもの取り扱いに格差を生  
じさせることなく、市町村の保育実施責任と子どもの権利を明記し、政省令に反  
映させること。
- 2 保育時間については、子どもの生活及び教育保障の観点から、子どもの立場に  
立ち、子どもの生活を見直した適切な保育時間を保障すべきこと。
- 3 保育施設基準は、子どもが受ける全ての保育施設・事業において、現行制度よ  
り引き下げないこと。
- 4 幼保連携型認定こども園と保育所、小規模保育所など施設・事業ごとの公定価  
格（保育単位）に差異を設けないこと。
- 5 保護者の負担軽減を図ること。
- 6 職員の処遇改善を図り、安定した雇用身分を保障する仕組みをつくること。

7 施設整備費補助について、施設の建てかえ、耐震対策に対応するため恒常化すること。

8 保育に支出される公的資金は、保育の質と量を維持拡大するためのものであることを明確にすること。

9 保育制度改革に当たっては、保護者、保育現場の意見を尊重し、拙速な実施を避けること。

以上のことについて、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し意見書の提出を求められたものであります。

審査の中で、福岡県保育団体連絡会を構成する団体の数、また人数等の質問がありました。会に参加している施設は32団体で、保護者・職員を含めて1万人程度の会員がいるとのことでした。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて採択することに決しております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 申しわけない。陳情者と説明者の間柄を教えてくださいませんか。

○議長（今泉正敏君） 11番、後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） お尋ねしておりませんでした。

○議長（今泉正敏君） 再質疑ございますか。

12番、荒牧議員。

○12番（荒牧泰範君） 請願、陳情の取り扱い上、明快な代理人であるという扱いでないと扱えないと思うんですが、それはちょっと不備じゃなかろうかと私は思うんですが。

○議長（今泉正敏君） 荒牧議員が確認したいのは、連絡会の方との関係ですか。出席者との関係ですか。

成富代表と説明者の吉富出席者の関係が知りたいということですね。確認をしないということですね。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 代理人でよろしいんじゃないですかね。

○議長（今泉正敏君） よしあしじゃないんですよ。それを確認したいと言ってある

だけです。

わからないということですね。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） はい。

○議長（今泉正敏君） 局長が確認しているそうです。この団体の事務局長らしいです。

○12番（荒牧泰範君） 了解しました。

○議長（今泉正敏君） ほかにございますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、陳情1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

1時間経過しましたので、5分程度休憩を入れます。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時10分

○議長（今泉正敏君） それでは、本会議を再開いたします。

日程第23、発議第1号、篠栗町自然環境・新エネルギー対策特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

本案は、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま設置されました篠栗町自然環境・新エネルギー対策特別委員会の正副委員長については議長が指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

委員長に 8 番、松田國守議員、副委員長に 5 番、大楠英志議員を指名いたします。  
ここでお諮りします。

お手元に配付のとおり、会議規則第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定により、発議第 2 号、篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について及び発議第 3 号、農地における都市計画市街化調整区域の見直し検討を求める決議が提出されております。

これを日程に追加し、それぞれ追加日程第 1 と第 2 として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、発議第 2 号を追加日程第 1 とし、発議第 3 号を追加日程第 2 として日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、発議第 2 号、篠栗町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、議員全員による発議ですので、直ちに採決を行います。

発議第 2 号について、本案に賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第 2、発議第 3 号、農地における都市計画市街化調整区域の見直し検討を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を総務建設委員長に求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長(松田國守君) 発議第 3 号を説明します。

農地における都市計画市街化調整区域の見直し検討を  
求める決議

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び篠栗町議会会議規則(昭和 39 年議会規則第 1 号)第 14 条第 3 項の規定により提出します。

提出の理由は、関係機関へ提出するためでございます。

農地における都市計画市街化調整区域の見直し検討を  
求める決議

都市計画法第 7 条では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要があるときは、都道府県が市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることが

できるとされている。

市街化区域は、既に市街地を形成している地域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とされ、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされている。

本町においても、昭和45年に都市計画区域が決定された。

本町面積は38.90平方キロメートルで、このうち約3割弱の11.38平方キロメートルは都市計画区域に指定されている。この都市計画区域は、市街化区域が4.23平方キロメートルと市街化調整区域が7.15平方キロメートルとなっている。

本定例会において、「農地の都市計画・調整地域の見直しに関する請願書」が提出され、採択した。

本請願の主な内容は、以下のとおりである。

高田・金出・上町区域の農地は市街化調整区域に指定されているため、農業従事者の方々が半世紀近く農業と農地を支え守ってこられた。しかし、耕作者の高齢化に伴い、小作に出さざるを得ない状況や荒れ地となっているのが現状である。

専業農家においては収入が少なく、生活も苦しい上、高齢のため入院や通院の日々を送られている方や、個人の所有地でありながら自由に運用できず、悩んでいる方もおられる。

また、小作料が下がり無料になれば、固定資産税や農区費、農協賦課金も支払うことができなくなる。加えて、人口増による世界的な食糧難が予測される中で、自分たちの食を確保していくためには後継者が必要だが、後継者のいない厳しい現実がある。

以上のことにより、市街化調整区域の見直しについて、町執行部に対して要請されるよう求められたものである。

今回の請願では、高田・金出・上町区域の農業者の方々の心情は切実に訴えられており、採択したが、議会としては一地域を限定しての見直しは都市計画法上、非常に難しいものがあると判断し、全町域を対象としてマスタープランに沿って検討していくべきものとする。

よって、町において、市街化調整区域の見直しについて今後検討されるよう要請する。

平成25年3月22日

篠栗町議会

以上であります。

○議長（今泉正敏君） ただいま提案理由の説明を受けました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

発議第3号について、本案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第24、常任委員会所管事務の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、お諮りいたします。

本定例会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（今泉正敏君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

ここで、先ほど副町長の選任同意をいただきましたが、これに関連いたしまして、藤 和義氏並びに城戸清壽氏より発言を求められておりますので、許可をいたします。

まず、藤 和義氏、どうぞ。

○藤 和義君 失礼いたします。

退任に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思ひまして、お時間をいただきます。

先年、就任に当たって同意をいただいておりますながら、私ごと都合によりまして、途中退任することをお許しいただきたいと思ひます。

妻の病状が悪化いたしまして、入院加療の必要が出てまいりまして、町長にお願いしまして、許可を先日いただきました。本日、議会で次の方も決まりまして、何とかなつた次第でございます。決して私ごとで、私がゴルフを思う存分やりたいから退任するといううわさを流している方もいらっしゃいますけども、そのようなわがままではございませんので、御理解いただきたいと思ひます。

この6年間に、皆様方には大変お世話になりまして、おかげさまで何とか大過なく務めることができました。本当にありがとうございます。改めまして厚く御礼を申し上げます。

それでは、さきに老人クラブ連合会でお待ちしておりますので、再会できる日を楽しみにしております。

長い間、ありがとうございました。

(拍 手)

○議長（今泉正敏君） 続きまして、城戸清壽氏、どうぞ。

○副町長（城戸清壽君） 今、藤副町長が退任の御挨拶をされました。それを受けまして、私、皆様方から先ほど御同意をいただきました城戸清壽でございます。副町長という大役を務めることになるわけですが、この責任の重さというもの、それから、先ほどの議会からの同意というものを重く受けとめまして、今、ひしと感じておるところでございます。

皆様御存じと思ひますが、私は非常に未熟な人間でございます。微力ながら三浦町長の補佐役として精いっぱい頑張っていく所存でございます。どうか皆様方、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

今後ともよろしく申し上げます。

(拍 手)

○議長（今泉正敏君） それでは、以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 平成25年第1回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

監査委員の選任についてをはじめ、国が定めた地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法案に基づく条例の制定や、行政運営をより効率的に行うための篠栗町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例案7件、平成24年度補正予算、平成25年度当初予算等、上程いたしました19議案全てにつきまして同意・可決いただきましたことに感謝申し上げます。

また、本日提出いたしました追加議案、議案第23号、副町長の選任につきまして御同意をいただきましてありがとうございました。

開会挨拶の中でも申し上げましたが、いよいよ第183回通常国会が始まり、平成25年度以降の国のあり方が固まろうとしております。そして、昨日始動しました黒田日銀新総裁体制では、黒田新総裁が「量的、質的両面から大胆な金融緩和を進める」と宣言し、その目標達成期間を2年程度を念頭に置くとして、達成まであらゆる手段を講じると強調いたしました。

金融緩和、景気回復、国民の所得増、生活改善という循環には相当のタイムラグが生じることは予測されておりますが、我々国民も期待感を持って進まなければならないと感じたところであります。

国がかなりのスピード感を持ってその方向性を示しつつある中、篠栗町においても、諸課題解決に向けた迅速な対応が求められていると実感しております。そうした観点を踏まえまして、今議会中の3月12日、篠栗町の山間地域（城戸・山手・山王・萩尾・若杉の本村地区）の区長を初め、区の関係者と町職員で第1回目の意見交換会を開催いたしました。

生活用水に関する問題、イノシシ等の鳥獣被害、交通対策をはじめ、環境を生かした観光や産業の振興に至るまで多くの建設的な意見をいただきました。次回は、若い世代の皆さんと意見交換を行い、それらを土台に今後の地域活性化に向けたさ

まざまな取り組みを提案し、実現に向けて進みたいと考えております。

また、3月11日に若杉区、13日に乙犬区、18日に尾仲区と、須恵町外二ヶ町清掃施設組合が運営するクリーンパークわかすぎの今後の事業継続に向けた地元説明会に組合長の立場で参加いたしました。その経過並びに今後の方向性につきましては、後日開催の組合議会全員協議会において組合議員の皆様方に御報告いたしますが、事業継続に向けた諸課題をクリアするための地元対策委員会を平成25年度早々に立ち上げることに付きまして、各区において御了解をいただいたところでございます。

平成25年度当初予算については、平成24年度とほぼ同規模の予算としております。厳しい財政状況の中ではありますが、新規事業にも積極的に取り組みつつ、継続して推進すべき事業には予算を投入し、精いっぱい積極予算となっていると認識しております。平成25年度におきましても、計画している取り組みの一つ一つが、まさに篠栗町の個性の創造につながっていくと確信いたしております。

時は休まずに進みます。篠栗町執行部といたしましても、ただいま成立いたしました平成25年度予算に基づく事業計画を早期に実現するため、本日から各課とも仕事に取りかかることをお約束いたします。

予算審議の際にいただいた貴重な御意見を十分踏まえながら、節約すべきところは節約し、また執行に当たって見直すべきところは補正案を議会に上程させていただき、議会のチェックのもとに粛々と行政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、今後予想される国の新しい施策を具体化する補助金や交付金を前提とする取り組みにつきましては、行政としてしっかりアンテナを張り、我が町に使えると判断した事業には積極的に取り組んでまいり所存でございます。その際には、臨時議会を含め、さらなる協議をお願いする機会もあろうかと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

さて、3月末で御退任されることになりました藤 和義副町長には、この6年間、大変ありがとうございました。御苦労さまでございました。

若輩者の私を支えていただき、行政運営上の課題解決に向けて、あるいは議会との調整に関し御尽力いただきましたことに、この場をおかりいたしましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

定年退職をされる城戸総務課長、中山財政課長のお二方、早期退職をされる小南福祉環境課長、合屋国保健康課長、高木会計課長には、長い間の行政職員としての

お勤め、大変御苦勞さまでございました。行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことにこの場をおかりいたしまして、私からも心から感謝を申し上げます。

4月から城戸副町長をはじめとする新体制のもとに、新しい篠栗町の個性を創造する行政を目指して努力してまいりますので、今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、議会におかれましては、篠栗町発展のために、引き続き行政のチェック機関としての御尽力を賜うことをお願い申し上げます、平成25年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたる御審議、まことにありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） 本日の会議を閉じます。

これをもって、平成25年第1回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時30分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

---

篠栗町議会議員

阿高 紀幸

---

篠栗町議会議員

後藤 百合子

---